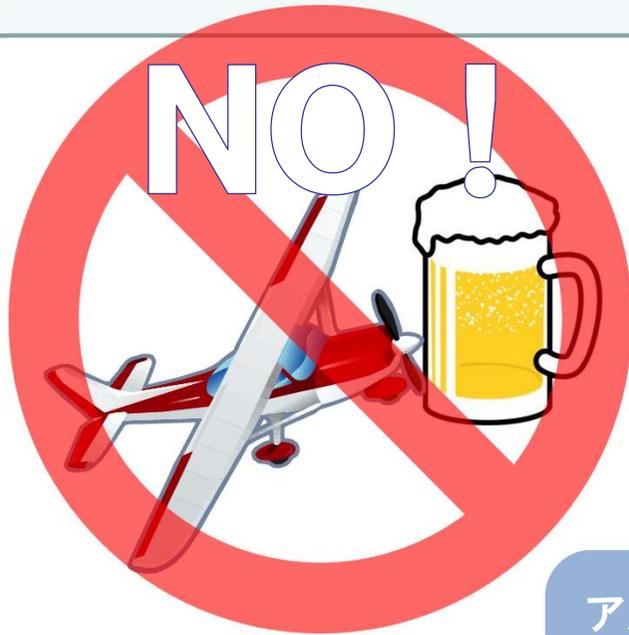


# 自家用航空機の操縦士に対する 抜き打ちアルコール検査が始まります！

2020年4月13日～

空港会社によりアルコール検知器によるアルコール検査を  
求められた場合は、検査員の説明に従って受検してください。

※ 空港供用規程に基づく空港使用の条件です。



## 少しでもアルコールが残っている 状態での操縦は禁止です！

検査にご協力いただけない場合及びアルコールが  
検知された場合、空港を使用することができません。

アルコールが検知されたにもかかわらず、検査員の注意や警告を無視して運航した場合、航空法第70条違反として3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる可能性があり、また、航空法第30条の規定に基づく行政処分により技能証明の取り消し又は航空業務の停止命令の対象となる可能性があります。

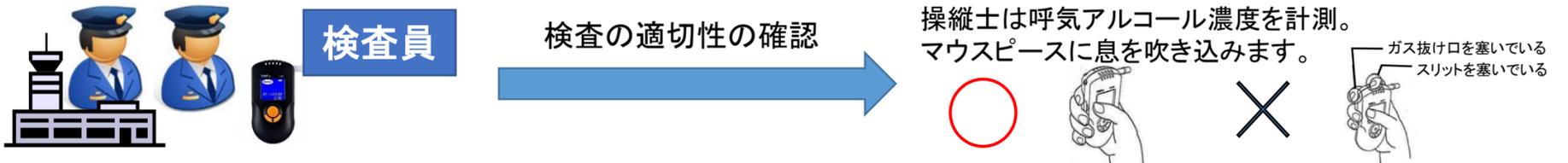
# 空港管理者による抜き打ちアルコール検査について (2020年4月13日より開始)

- この検査は、自家用航空機の操縦士が航空法第70条に基づく飲酒基準に適合していることをアルコール検査によって確認することにより、自家用航空機の操縦士による酒気帯び状態での空港の使用を防止するため、空港管理者が空港管理規則第6条第2項に基づく使用条件として抜き打ちアルコール検査(以下「検査」という。)を実施することを目的としています。
- 検査は、アルコール検知器協議会の認定制度において認定された呼気式の検知器と使い捨てのマウスピースを使用します。
- 微量でもアルコールが検知された場合は、最大3回まで再検査を行う場合があります。手順等は以下を参照いただくとともに、検査員の指示に従ってください。

- 国土交通省のウェブサイトへの掲載や関係団体等へ事前に周知・協力依頼を行っております。
- 空港の安全な使用及び航空機の安全運航の確保のため、空港使用届出に記載の条件に基づく検査へのご理解・ご協力をお願いいたします。
- **検査にご協力いただけない場合及びアルコールが検知された場合は、空港使用の条件を満たさないため、空港を使用することはできません。**

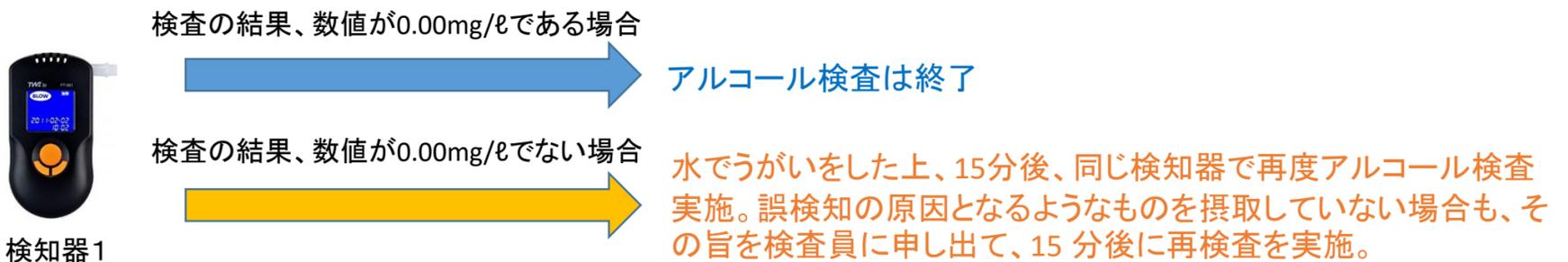
1. 検査員が所持しているアルコール検知器を使用して、呼気アルコール濃度を計測します。検査員はその適切性について確認するため、検査に立ち合います。

※ アルコール飲料以外の飲食物でも検知される場合があるため、**測定前には必ず水でうがいをしましょう！**



2. 検査員と共に、検査結果の数値を確認します。数値が0.00mg/ℓである場合、アルコール検査は終了となります。数値が0.00mg/ℓでない場合、15分後再検査を行います。**その前に水でうがいをしてください。**検査直前にもし何か誤検知の原因となるようなものを飲食した場合はその旨を検査員に申し出てください。

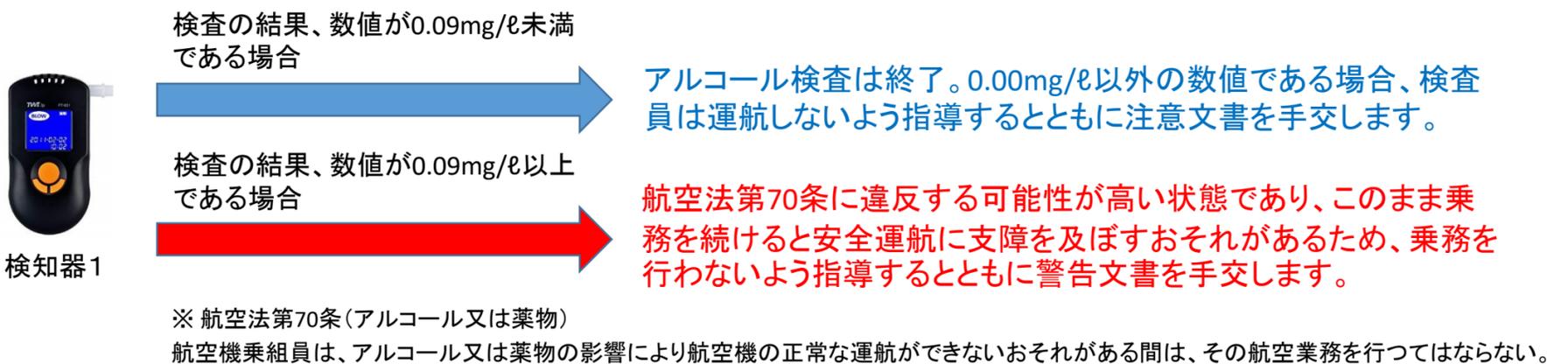
## 1回目



3. 1回目の検査の結果が0.00mg/ℓでなかった場合、水でうがいをし、15分後に再検査を行います。その後検査員と共に、再検査結果の数値を確認します。数値が0.09mg/ℓ未満である場合、アルコール検査は終了となりますが、数値が0.00mg/ℓでない場合、検査員は結果通知とともに被検査者に対して注意文書の手交を行います。**数値が0.09mg/ℓ以上である場合、このまま運航すると航空法第70条に違反している可能性が高い状態であり、このまま乗務を続けると安全運航に支障を及ぼすおそれがあるため、乗務を行わないよう警告するとともに、被検査者に対して警告文書を手交します。**

※ **警告を無視して運航した場合、航空法第70条違反として3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる可能性があり、また、航空法第30条の規定に基づく行政処分により技能証明の取り消し又は航空業務の停止命令の対象となる可能性があります。**

## 2回目



4. 再検査を求める場合、その旨を検査員に伝えてください。個体差による検知器の不備がないことを確認するため、同型式の別の検知器にて再検査を行います。**これが最後の検査となります。**

## 再検査

